

## ヘルプライン(内部通報)制度の見直しと組合員からの情報提供窓口の一本化について

### 1. ヘルプライン制度の見直し

ヘルプライン制度は、JA の業務に関して、倫理や法令等に抵触する可能性がある場合に、JA 役職員が JA 所定の窓口にご相談または通報できる制度です。

当JAでは、平成 18 年から JA 役職員を対象に本制度を運用してきましたが、今般、消費者庁の民間事業者向けガイドラインが改正されたことを踏まえて、組合員・利用者のみならずにも本制度をご利用いただけるよう、本制度の要領を見直しました。

### 2. 組合員からの情報提供窓口の一本化

また、ヘルプライン制度の利用対象者に「組合員・利用者」を追加したことに伴い、これまで監事が理事の職務の遂行に関する情報を広く収集するため設置してきた「組合員からの情報提供窓口」を下記相談窓口へ一本化させていただきます。

なお、組合員・利用者のみならずから提供された情報が役員の行為に関するものについては、原則として、その情報を監事に提供させていただきます。

#### 見直し後のヘルプライン制度の概要

目的	JA 内の法令違反等の不正行為の未然防止及び早期発見等を図り、JA のコンプライアンス経営の強化に資すること。
利用対象者	・組合員、利用者 ・当 JA の全ての役員及び職員 (正職員、嘱託職員、契約職員、パート・アルバイト、退職した正職員を含む)
主な相談内容	法令違反、不正行為、人事労務、ハラスメント関連、その他(取引にかかる苦情を除く※) ※JA との取引にかかる苦情等は、取引した部署にてお受けいたします。
相談窓口	JA 前橋市 コンプライアンスオフィサー(リスク管理室長) TEL 027-261-3000 FAX 027-212-2570 E メール help-line@maebashi.jagunma.net
通報者保護	匿名による相談・通報も可能です。 相談者本人の利害が害されないよう、JA として十分配慮いたします。